多ク悩ム会社末端支店ノ如キ地点ニ於テ会社ト
業ヲ為スベク昨二十六日電話ヲ以テ指令シ会社ノ御
告書ヲ提出ス
又日本海員組合ニ於テモ組合名義ヲ以テ今二十六日要求書
ヲ提出セリ
二十七日ニ至リ神戸市神戸警察署ニ於テ大阪鉄工所神戸支
店係上ニ於テ労資直接折衝ニ入ル旨諒解ス
要求条項
(一)賃金協約ニ関スル団体交渉権ヲ認ムルコト
(二)労働者ノ賃金ヲ昭和七年十月以前ニ復スルコト

(協調會勞働課)